

## 実証実験での実現を目指すサービス(案)

## 本資料の位置づけ

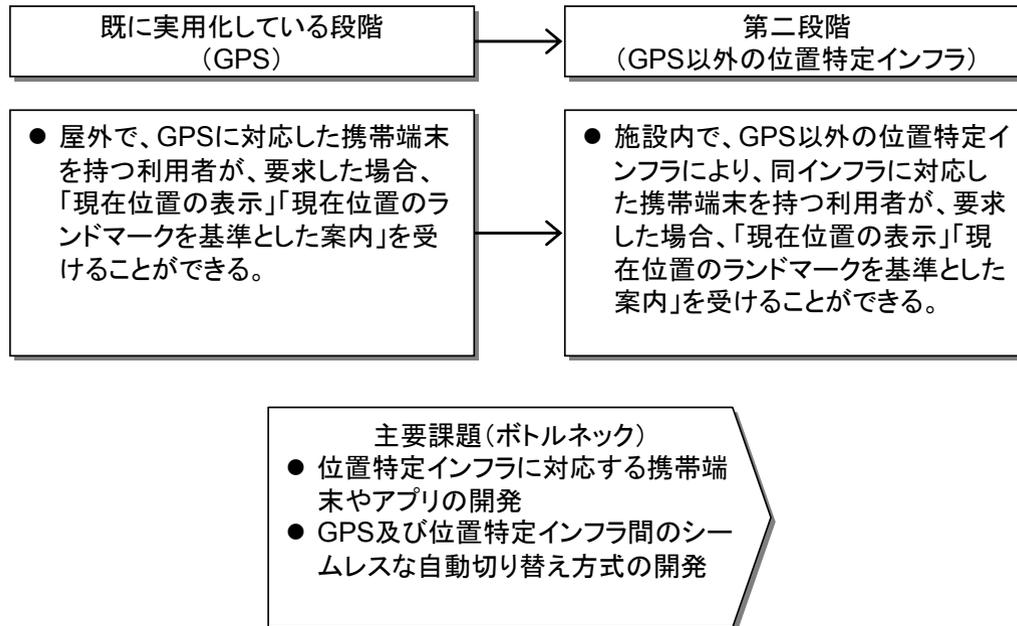
---

- 本資料は、身障者の立場から早期に実現が期待されているサービス(※サービスSWGにて検討)に対し、既に実用化しているサービスの状況、今後の技術開発の状況、及び、継続運用SWGメンバーのご意見を踏まえながら、国土交通省として、平成20年度の実証実験を通じて、官民連携のもと継続的な運用を実現したい6つのサービスを明示したものである。
- なお、本資料では、6サービスに対し、各々、段階を設定している。今後、「民間が中心となる技術開発の進捗状況」「実証実験地区における位置特定インフラや歩行空間ネットワークデータ等の整備状況」「実証実験地区における官民連携による運用体制構築の状況」などを加味しながら、官民連携のもと、全てのサービスにおいて本資料で示す出来る限り上位のサービスの平成20年度実証実験で実現を目指すものとする。

## H20年度実証実験で実現を目指すサービス(案)

### 1. 現在位置案内

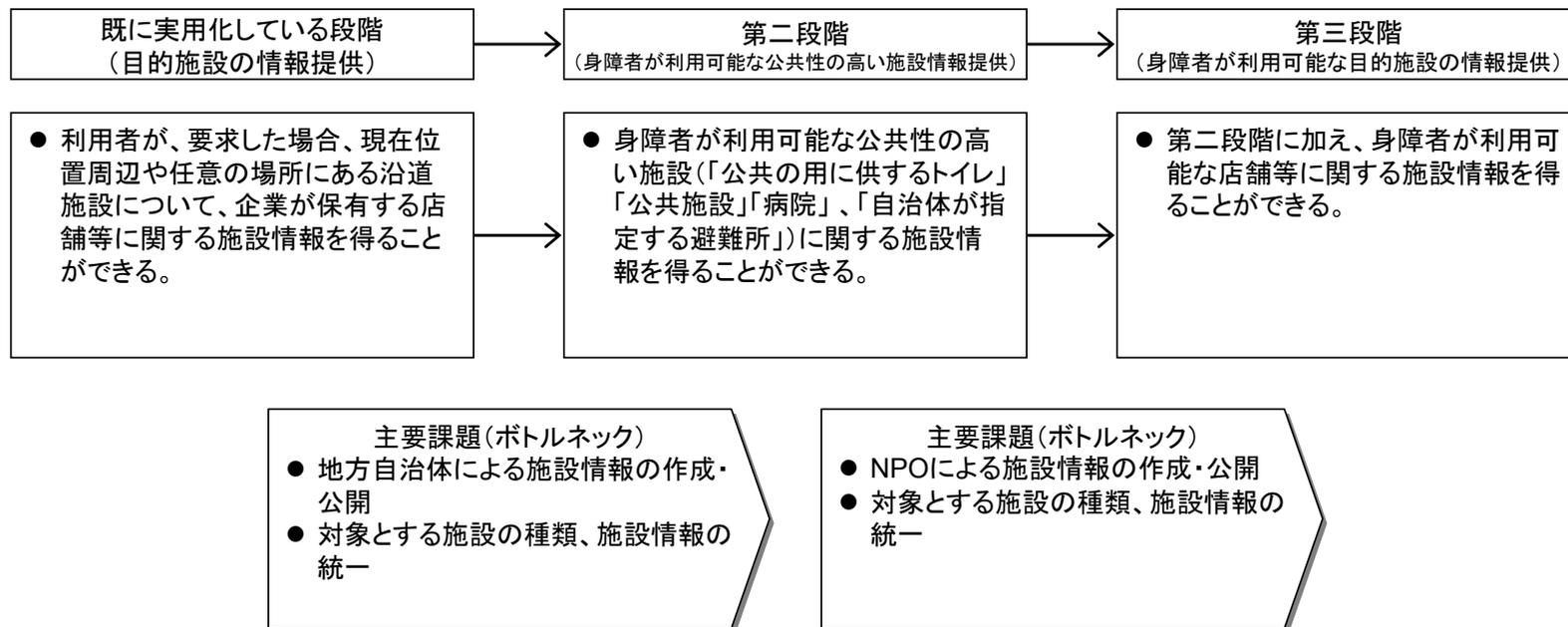
- 「現在位置の表示(画面に地図および現在位置を表示する)」「現在位置のランドマークを基準とした案内(目的地もしくは周辺のランドマーク施設(駅等)からの位置関係を案内する)」は、GPS電波が受信可能な屋外では、GPS対応携帯電話等で既の実現しているサービスである。
- これを第二段階として施設内で実現しようとする場合、GPS以外の位置特定インフラの設置が必要となるが、その実現のためには、「位置特定インフラに対応する携帯端末やアプリの開発」「GPS及び位置特定インフラ間のシームレスな自動切り替え方式の開発」が必要となる。



## H20年度実証実験で実現を目指すサービス(案)

### 2. 施設情報提供（含「6. 緊急情報」）

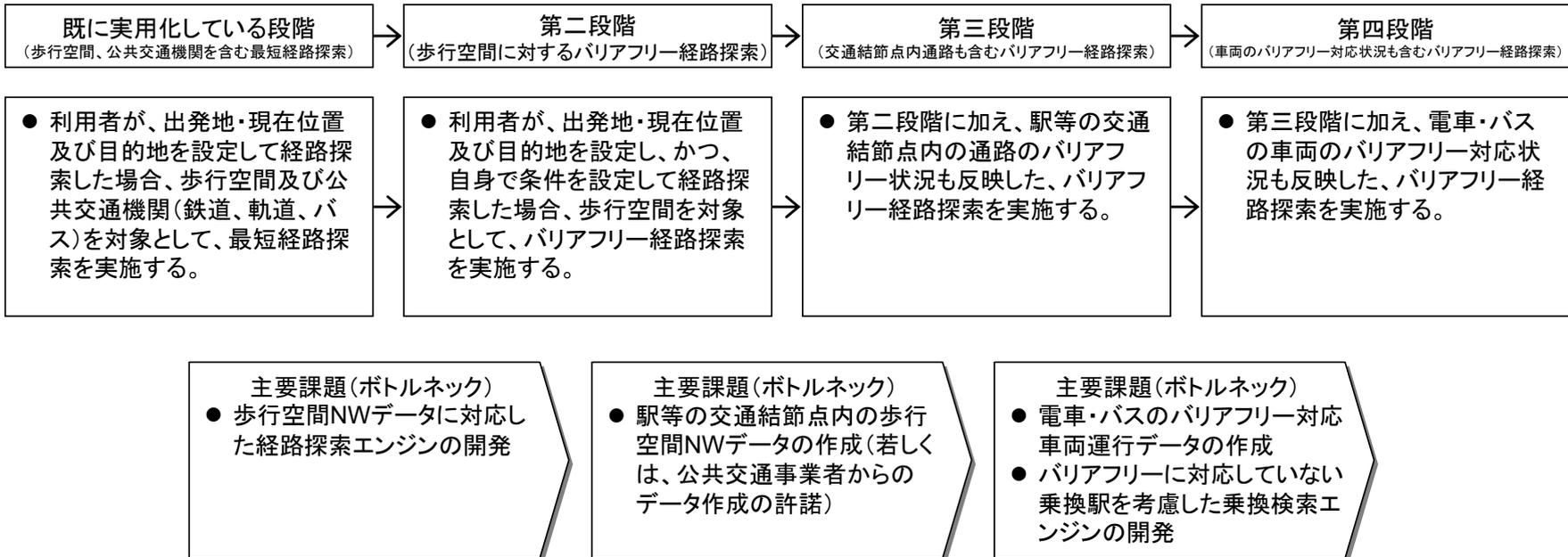
- 目的施設の情報提供は、携帯電話の地図サービス、ナビサービスで既に実現しているサービスである。
- 第二段階は、これに加え、身障者が利用可能な公共性の高い施設情報も提供するものであるが、その実現のためには、「地方自治体による施設情報の作成・公開」「対象とする施設の種類、施設情報の統一」が必要となる。
- 第三段階は、第二段階に加え、身障者が利用可能な店舗等に関する施設情報も提供するものであるが、その実現のためには、「NPOによる施設情報の作成・公開」「対象とする施設の種類、施設情報の統一」が必要となる。



## H20年度実証実験で実現を目指すサービス(案)

### 3. 経路探索

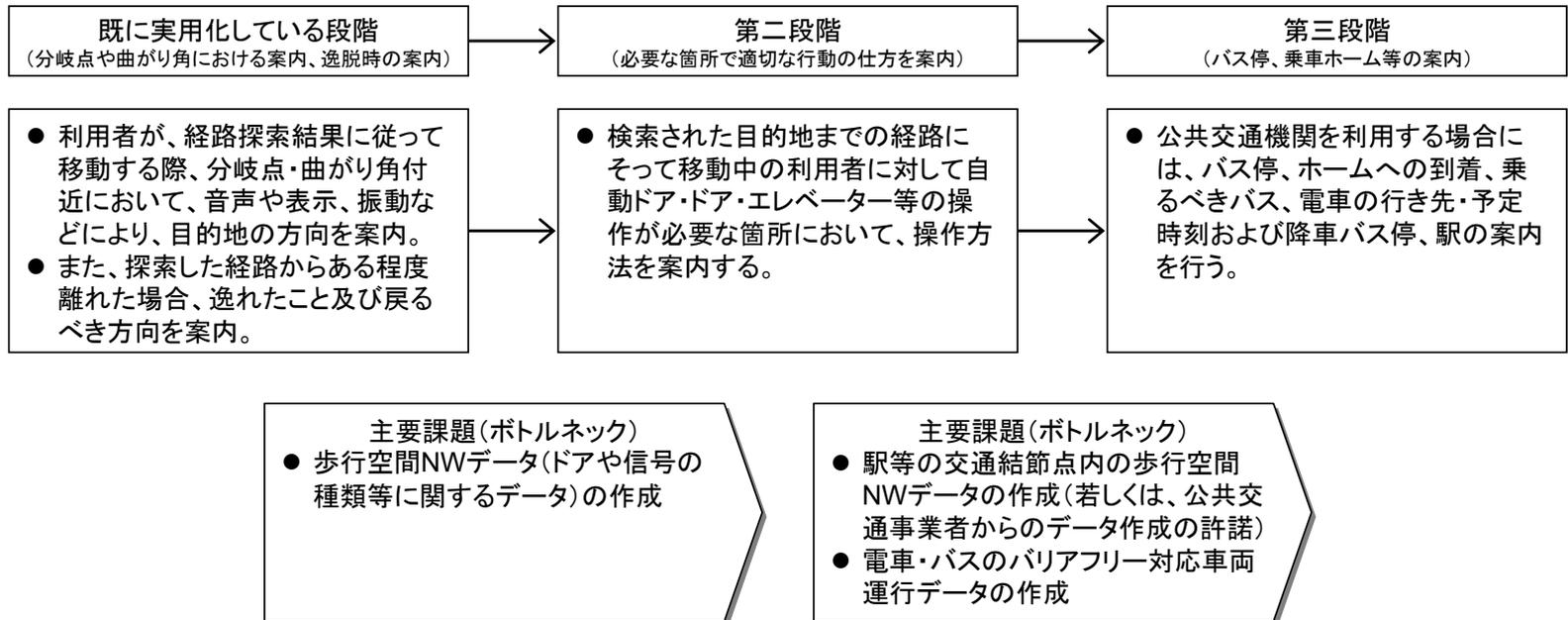
- 歩行空間、公共交通機関を含む最短経路探索は、携帯電話の地図サービス、ナビサービスで既の実現しているサービスである(但し、軌道やバス路線については主要な公共交通事業者が中心である)。
- 第二段階は、歩行空間を対象として、車いす利用者、視覚障害者などが、自身の条件に応じたバリアフリー経路を探索するものであるが、その実現のためには、「歩行空間NWデータに対応した経路探索エンジンの開発」が必要となる。
- 第三段階は、第二段階に加え、駅等の交通結節点内の通路のバリアフリー状況も反映したバリアフリー経路探索であるが、その実現のためには、「駅等の交通結節点内の歩行空間NWデータの作成」が必要となる。
- 第四段階は、第三段階に加え、電車・バスの車両のバリアフリー対応状況も反映したバリアフリー経路探索を実施するものであるが、その実現のためには、「電車・バスのバリアフリー対応車両運行データの作成」「バリアフリーに対応していない乗換駅を考慮した乗換検索エンジンの開発」が必要となる。



## H20年度実証実験で実現を目指すサービス(案)

### 4. 移動案内

- 分岐点や曲がり角における案内、逸脱時の案内は、携帯電話のナビサービスで既に実現しているサービスである。
- 第二段階は、この歩行空間でのサービスに加えて、自動ドア・ドア・エレベーター等の操作が必要な箇所において、操作方法を案内するものであるが、その実現のためには、「歩行空間NWデータ(ドアや信号の種類等に関するデータ)の作成」が必要となる。
- 第三段階は、第二段階に加え、公共交通機関のバス停や乗車ホームまでの案内であるが、その実現のためには、「駅等の交通結節点内の歩行空間NWデータの作成」及び「電車・バスのバリアフリー対応車両運行データの作成」が必要となる。



## 5. 注意喚起(「4. 移動案内」のサービスを利用している場合)

---

- 注意喚起サービスは、「4. 移動案内」のサービスを利用しているときに、利用者が予め設定したものが経路上に存在する場合に情報提供するものであるが、そのためには、移動案内時の測位精度が注意喚起に相応しい精度である必要がある。

### 第一段階

- 利用者が、目的地に向かって移動案内サービスを利用しているときに、通行に注意が必要な箇所や地物が存在する場合に、それらの存在を案内する。

#### 主要課題(ボトルネック)

- 屋外ではGPS、施設内ではGPS以外の位置特定インフラによる測位精度の向上(注意喚起に相応しい精度)

## 5. 注意喚起(「4. 移動案内」のサービスを利用せずに移動している場合)

---

- 注意喚起サービスは、移動しているときに、利用者が予め設定したものが経路上に存在する場合に情報提供するものであるが、そのためには、「対象箇所や地物に位置特定インフラの設置」「位置特定インフラに対応する携帯端末の開発」が必要である。

第一段階

- 利用者が、移動しているときに、通行に注意が必要な箇所や地物が存在する場合に、それらの存在を案内する。

主要課題(ボトルネック)

- 位置特定インフラに対応する携帯端末の開発

## H20年度実証実験で実現を目指すサービス(案)

### システム開発に向けた留意点

---

- 以下の機能については、自律移動支援システムのサービス機能として、ニーズ調査の結果、必要性が高いと思われるものであるため、H20年度実証実験でのサービス提供の際に配慮されるよう期待する。

#### (視覚障害者向けのサービスに関する留意点)

- 入力方法  
音声入力・読み上げ  
正しく入力できたか否か、入力した内容を音声で確認できる機能
- 再発話機能  
音声での情報提供が聞こえなかった際に、再度発話できる機能

#### (聴覚障害者向けのサービスに関する留意点)

- 携帯端末のバイブレーション  
情報提供(特にプッシュ情報)の際に、振動により知らせる機能

#### (その他)

- 拡大文字  
拡大文字による表示(弱視者や高齢者の利用を想定)
- 携帯端末  
携帯性、持続性、視認性、汎用性、操作性に優れ、一般に広く普及している携帯端末によるサービスの提供